

登録調査員について

○統計調査員の仕事

統計調査員は、総務大臣等又は都道府県知事から任命される非常勤の公務員として、国勢調査、経済センサス、就業構造基本調査、住宅土地統計調査、漁業センサス、全国家計構造調査、農林業センサス、労働力調査、毎月勤労統計調査などの統計調査に従事します。具体的には、調査対象である世帯や事業所などに、調査票を配布するとともに、調査票に正しく記入していただけるよう、統計調査の趣旨や内容などについて説明を行うとともに、記入された調査票を回収し、その点検・整理などの仕事を行っています。

例えば、国勢調査は、日本国内の人口、世帯、就業者からみた産業構造などの状況を明らかにすることを目的に5年ごとに実施されています。労働力調査は、完全失業率など雇用・失業情勢を明らかにすることを目的として毎月実施されています。

国では、統計調査業務などのスリム化を図るため、民間の事業者への委託を推進しています。このため、国から委託を受けた民間の「調査員」が行っている統計調査もあります。

下関市で登録していただいた“登録調査員”は、国又は都道府県知事が行う統計調査の統計調査員（調査員及び指導員）の推薦の対象となります。

○統計調査員が担う役割と重要性

統計調査の対象となる方々は、多くの場合、統計調査員が訪問して、初めて自分が調査対象になっていることや調査の内容について知ることになります。このため、世帯や事業所といった調査対象の方々の中には、その調査について知らなかったり、仕事が忙しかったりなどで、統計調査に協力していただくことが難しいことがあります。

統計調査を行う上で、調査対象の方々に、調査の趣旨や内容などについてよく理解していただき、調査票に正しく記入していただくことはとても大切です。このためには、統計調査の第一線で、統計調査員が調査対象の方々と直に対応することで、理解と協力を得ることが重要です。

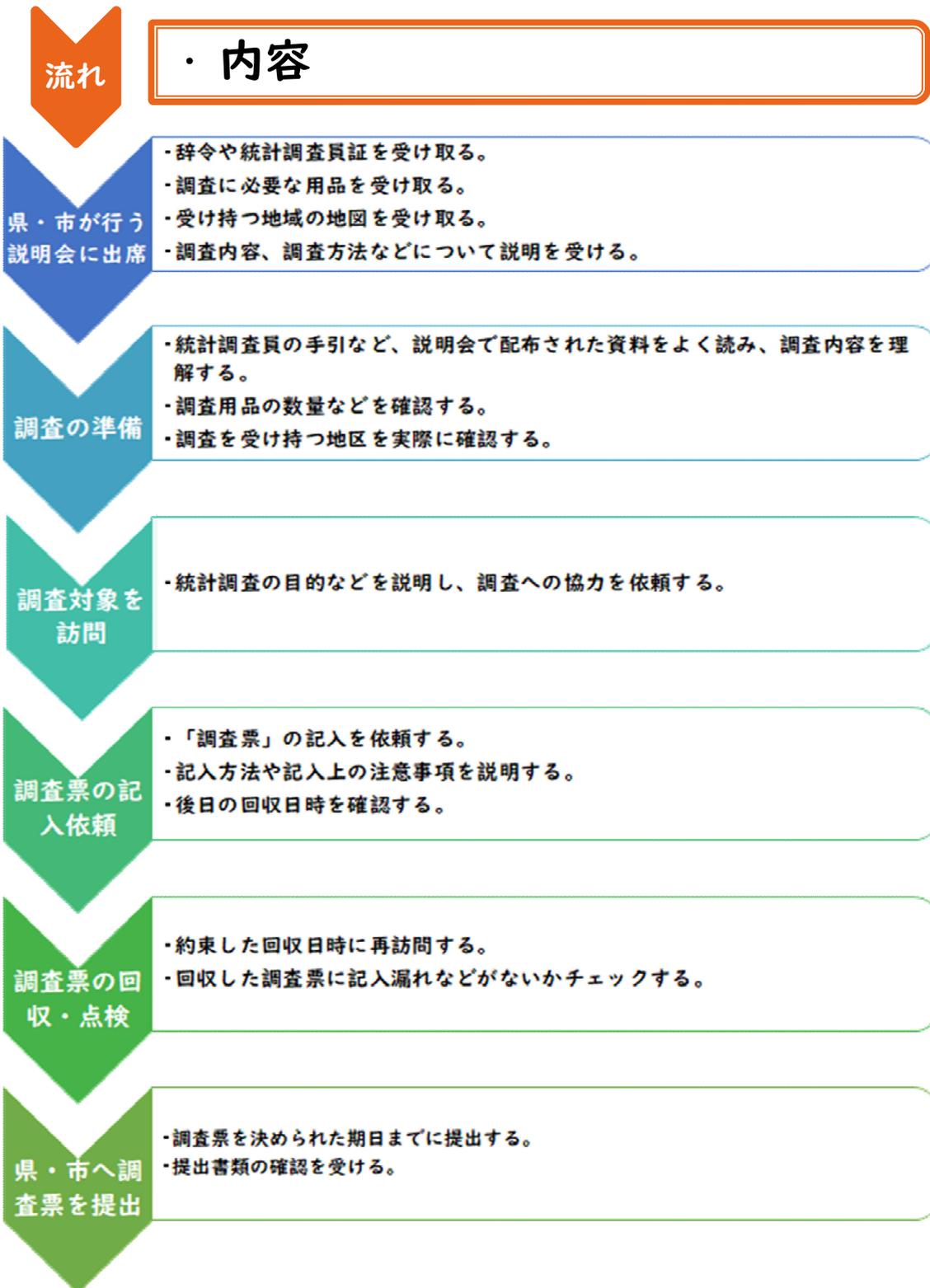
統計調査員は、調査対象の方々を訪問し、調査票の記入依頼や調査票の回収・点検といった統計調査の仕事の中でも基本的で重要な部分を受け持っています。

統計調査員が回収した調査票は、「統計」としてまとめられ、統計調査の結果として世の中に公表され、国や地方公共団体を始め様々なところで広く利用されています。このため、統計調査員一人一人の取組は、統計の信頼性や正確性を左右することとなり、統計調査の結果を利用して実施される施策の方向性にも影響を与えることになります。

このように、統計調査員の役割は非常に重要なものとなっています。

○統計調査員の仕事の流れ

※この流れは標準的なものです。内容については調査によって異なります。



○統計調査員の待遇など

≪統計調査員の身分≫

統計調査員は、総務大臣等や都道府県知事から、統計調査の都度任命される公務員です。

任命期間中は、国・都道府県・市区町村に勤務する職員と同様に公務員の身分を有しますが、その業務が一時的なものであるため、非常勤の国家公務員又は地方公務員とされています。なお、職務の特殊性から、一般の公務員とは異なった取扱いがされており、例えば、営利事業の従事制限はありません。

≪統計調査員の報酬≫

統計調査員には、調査活動に従事した対価として、法律や条例の規定に基づき、報酬が支払われます。報酬額は、統計調査の種類や調査活動にかかる日数などを考慮して定められています。(概ね20,000円～50,000円)

≪統計調査員の災害補償≫

統計調査員は、非常勤の公務員ですから、調査活動中(任命期間中)に災害(交通事故など)に遭った場合には、一般の公務員と同様に、法律や条例の規定に基づいて、公務災害補償が適用されます。

≪統計調査員の表彰≫

特に功績の顕著な統計調査員に対しては、叙勲や藍綬褒章が贈られているほか、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣など各統計調査の実施者から、それぞれの統計調査について功績のあった者に対して、表彰が行われています。また、これとは別に、都道府県知事や一部の市区町村長からの表彰も行われています。

≪統計調査員の義務(守秘義務)≫

統計調査の項目には他人に知られたくない事項も含まれていますので、調査対象から正しい内容を申告していただくため、統計調査員は、統計法で秘密の保護が義務づけられており(守秘義務)、秘密を漏えいした場合などには、罰則が適用されることとなっています。

○統計調査員の安全対策

統計調査員は、総務大臣等や都道府県知事から任命され、それぞれの統計調査に従事しています。統計調査に従事している時の事故などを防止するには、統計調査員が統計調査における安全確保についての認識と自覚を持っていただくことが重要ですし、また、統計調査員が安心して調査に従事していただけるよう、安全対策が適切になされていることが必要です。

このため、都道府県や市区町村では、統計調査の実施に当たって開催される「統計調査員事務打合せ会(説明会)」「統計調査の目的、調査票の記入要領、担当する区域など統計調査員として知っておかなければならないことの説明や調査のために必要な書類や用品の配布が行われます。」において、調査中の事故防止などを中心に安全対策について説明を行っています。また、統計調査によっては、調査前の心構え、出かける前の心得、調査に当たって気を付けるべきことなどを記載した「安全対策マニュアル」や防犯ブザー、懐中電灯といった「安全対策用品」が配布されます。

○統計調査員として従事する期間

統計調査員として登録されても、すぐに統計調査員として従事する訳ではありません。

各種統計調査ごとに、調査の実施期間や対象地域が異なりますので、その度に適任と思われる登録調査員の方に、調査従事の可否を確認します。

都合がよければ、統計調査員として従事いただくこととなりますが、都合がつかなければ辞退されても差し支えありません。

統計調査員としての任命期間は、調査によって異なりますが、概ね1～2か月間となります。

また、任命期間中は毎日、朝から晩まで調査活動に従事するわけではなく、あらかじめ指定された調査日程に基づき、期間内に責任をもって調査用務を済ませていただければよいことになっています。

もちろん、調査票の配付や回収には労力を要しますので、期間中、集中的に時間を割いて取り組まなければならない用務も発生しますが、基本的には調査員個々の都合で調査日程や日々のタイムテーブルを計画できます。